

加東市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画進捗状況(令和6年度)

基本理念 地域で支え合い笑顔かがやく元気な加東

政策目標 生きがいをもって安心して住み続けられる地域づくり

令和7年3月26日

①元気な高齢者を増やすために（介護予防と高齢者の生きがいの推進）

基本目標	施策の方向性	具体的施策・事業	各事業実施状況及び課題と方向性		
			課題	方向性	令和6年度具体的内容 (次年課題と方向性等)
① 元気な高齢者を増やすために	1 高齢者の社会参加の促進と生きがいの推進 (P77)	○介護予防・日常生活支援総合事業の推進	・まちかど体操教室では、新型コロナウイルスの影響等による参加者数減少や活動休止があり、活動の再開の働きかけや新規立ち上げの啓発、継続支援が課題。 ・体操教室だけでなく、地域においても新型コロナウイルス感染症拡大を機に外出頻度が減少している（生活支援体制整備事業の調査結果より）。 ・前期計画に比べ地域有志の活動への「参加者」「お世話役」の参加意欲のある人の割合が減少（一般高齢者・要支援認定者へのアンケートより）。	・介護予防・フレイル予防に資する取組の一環として住民主体の通いの場を市全域に展開・拡大するような地域づくりを推進する。 ・高齢者のライフスタイルに応じた生きがいのづくりや活動支援をすることで、健康寿命の延伸と地域の活性化につなげる。	・まちかど体操教室は、新規1か所の立ち上げがあり全体で62か所になった。休止3か所のうち2か所が再開できた。希望のグループには、専門職や介護予防サポーターと出向いて体力測定や講座を開催し、定期的に意識啓発を行うことで、モチベーションの向上につながっている。年度内の参加者数の把握や要支援・要介護認定者の参加率の把握を行った（R5年度は参加者数982人、参加率9.0%のうち、要支援43人、要介護47人）。 ・介護予防普及啓発として、ケアマネジャー対象に介護予防事業の説明やシルバー人材センター会員向けにフレイル予防の講座を実施した。また、見える化として啓発用チラシを作成。今後、体操教室の地区ごとの様子の見える化パンフレットを作成し、通いの場の参加へつなげるよう努める。 ・運動機能低下の方は、リハビリ専門職による個別相談や訪問での個別支援により、機能改善に向けた取組を実施しており、今後も通いの場へつなげるよう専門職との連携に努める（訪問型介護予防事業と元気になろうデいの充実）。 ・令和7年度より、送迎支援の仕組みとして、デマンド型交通（行先に地区公民館追加）・訪問型サービス事業につなぐことで、移動による問題で通いの場に参加できない高齢者を支援する。また新たに実施する入浴支援とも組み合わせることにより参加促進を図っていく。
	1-1		※アウトドア派外交的（外出が週に2回以上、地域住民有志の活動に参加意欲のある方）で「生きがいがある人」の割合が高い。（地域活動に参加することで、市民の「生きがい」につなげる。）		

①元気な高齢者を増やすために（介護予防と高齢者の生きがいのづくりの推進）

基本 目標	施策の方向性	具体的施策・事業	各事業実施状況及び課題と方向性		
			課題	方向性	令和6年度具体的内容 (次年課題と方向性等)
		○高齢者の社会参加の促進と生きがい対策事業の充実（シニアクラブ・高齢者大学・敬老事業）	・シニアクラブ（老人クラブ）では、登録クラブ数や会員数が減少。 ・敬老事業では、コロナ禍で対面方式の実施が減少。	・高齢者がお互いに交流を深めながら地域と主体的にかかわり、生きがいのある豊かな高齢期を送ることができるよう、シニアクラブ（老人クラブ）の活動継続を支援するとともに、高齢者大学等学習機会の提供に努める。また、敬老事業では、対面のできる方式を基本とし参加しやすい環境づくりに努め、高齢者の社会参加の促進を図る。	・シニアクラブ数は、単位74クラブ、小規模4クラブ。会員数の低下や役員の成り手不足といった地域の実情を把握し、シニアクラブ（老人クラブ）活動が継続できるような加東シニアクラブ連合会と協議し、原因の分析及び対策の検討を継続する。 ・敬老事業では対面方式を前提とするが、コロナ禍以降、高齢者の声かけや見守りを目的とする記念品配布を対象内容に加え、できるだけ多くの高齢者が参加できるように取り組んだ。その結果参加人数としては増加し、参加困難な方も地区とのつながりを持つことができた。次年度も対面方式を前提としながら、見守りも兼ねた記念品配布も対象とする方向である。
	1-2 2 高齢者を支える人材と活躍の場の充実（P89）	○地域の介護予防生活支援を担う人材育成	・人材育成については、生活支援サポーターの活動者数が伸び悩んでおり、サポーター養成体制の見直しや、活動の啓発が必要である。	・サポーター養成体制の見直しと活動の啓発推進に向けて取組み、人材育成につなげる。	・生活支援サポーター養成講座では、掃除やコミュニケーション等市民の関心のあるテーマとし、修了のための受講回数を減らし、魅力的で受講しやすい工夫を行ったことで、受講者が増加した。（R5 6人→R6 16人） - 介護予防サポーター養成講座21名の参加があり、まちかど体操の活動について啓発し、活動支援につながった。 ・令和7年度は、更に高齢者大学開講式で生活支援サポーター養成講座を実施予定。

①元気な高齢者を増やすために（介護予防と高齢者の生きがいの推進）

基本 目標	施策の方向性		具体的施策・事業	各事業実施状況及び課題と方向性		
				課題	方向性	令和6年度具体的内容 （次年課題と方向性等）
			○就業・事業 の立ち上げ・ ボランティア 活動の促進	・シルバー人材センター事業を通じて、高齢者の就業を支援する一方、ボランティア等の社会活動、地域活動などへの参加を「加東シニアいきいきポイント事業」によって、より一層促進し、地域社会で活躍できる機会を提供する必要がある。	・シルバー人材センター事業の活動内容を把握し、働く場の紹介や利用につなげる。 ・「加東シニアいきいきポイント事業」により、人とのつながりと高齢者の生きがいが高まるよう研修や情報交換会の実施、必要時個別相談を行い支援する。新規登録、高齢者施設等の受け入れ登録増加を目指し、委託先のシルバー人材センターとの連携を強化する。	・シルバー人材センター会員向けのフレイル講座を2回実施。仕事をする・体を動かし交流することが自身の介護予防につながることを啓発できた。 ・加東シニアいきいきポイント事業（R6年度）登録者約170名、受入施設数19（うち17施設で受け入れ中） - 高齢者施設活動者 約20名 高齢者施設活動者からは、「自分の生きがい」「活動が楽しみ」との声があり。受け入れ施設からはアンケート結果より「助かる」との声が多かった。 まちかど体操リーダーや体操参加者の登録がほとんどである一方、課題としてポイント交換がまだまだ少なく、活動内容として介護予防研修の参加や高齢者施設の活動につながるよう啓発を促進する。 まちかど体操の貯筋通帳がたまること（出席シール100回で分でポイント換金）を楽しみにされている方があり、5倍デー等楽しくポイントがたまる仕組みを今後も工夫していく。

②高齢者を地域で支える仕組みづくり（地域包括ケアシステムの推進）

基本目標	施策の方向性	具体的施策・事業	各事業実施状況及び課題と方向性		
			課題	方向性	令和6年度具体的内容 (次年課題と方向性等)
② 高齢者を地域で支える仕組みづくり	1 包括的な地域ケア体制の充実 (P95)	○地域包括支援センターの機能強化	・今後の高齢化の進展等に伴い増加するニーズに適切に対応するため、機能や体制の強化が必要。	・地域包括支援センターの業務内容及び業務量に応じた人員体制の安定的な確保と人材育成に取り組む。 ・地域包括支援センター機能の自己評価の結果を踏まえ、地域包括支援センター運営協議会での検討を通じて業務の点検と改善を行い、業務の質の向上に努める。	・地域包括支援センター職員の資質向上を図るため、在籍する全ての職員に対して研修を実施し、育成を図った。 ・地域包括支援センターの業務実施状況及び自己評価を踏まえた地域包括支援センター運営協議会での検討を通じて業務の点検を行った。 ・引き続き、地域包括支援センターのケアマネジメント力の向上と支援体制を強化することで、地域の介護支援専門員の実践力向上支援を図っていく。
		○属性を問わない相談支援の充実	・複雑化・複合化した支援ニーズに対応する相談支援が必要。	・重層的支援体制整備事業による関係者の連携によるチームでの円滑な支援に継続して取り組む。 ・独居高齢者のアウトリーチ活動により実態把握を行うとともに社会的孤立を防ぐために、地域の通いの場等の居場所や社会参加に丁寧につなぐことを意識した継続的な関わりに努める。	・福祉総合相談窓口との連携により、相談者が抱える複合化した課題の整理や支援方針、役割分担等を関係者で共有し、チームでの円滑な支援に取り組んだ。 ・福祉票提出者で80歳以上の独居高齢者に対し、電話や訪問により生活の実態把握を行い、必要に応じて地域の通いの場や各種サービスにつないだ。 ・引き続き、必要なサービスや地域の通いの場等の社会資源につなぐことを意識した関わりに努める。
		○地域ケア会議の充実	・抽出された地域課題の解決に向けて、ネットワークの構築や地域づくり、地域資源の開発が必要。	・高齢者個人に対する自立支援の充実と地域の関係者の連携を強化する。 ・個別ケース課題の分析から地域に共通する課題を発見し、関係機関や他課との役割分担、対策の協議を重ねながら、住民ニーズに合ったサービスの基盤整備につなげる。	・地域ケア課題会議における専門職による検討が活発に行えるよう環境を整えると共に、地域ケア課題会議後、担当の介護支援専門員がケアプランを見直し、実践結果をモニタリングとして報告する機会をもった。 ・地域資源の開発については、関係機関を招いて、地域ケア推進会議を開催したが、具体的な方向性の提示まで及ばなかったため、効果的な方法として、推進会議の開催方法について検討していく。
	2 家族介護者に対する支援の充実 (P97)	○家族介護が継続できるための施策の推進	・従来の家族介護者支援を継続しつつ、ヤングケアラーの家族介護者支援に取り組むことが必要。	・身近な地域で気軽に相談ができる体制整備 ・介護と両立しながら仕事を続けられるための環境整備 ・家族介護者の適切な介護知識等の習得やリフレッシュを図る機会の確保 ・ヤングケアラー支援のための情報共有体制づくり	・日中仕事をしている家族介護者が利用しやすいように週1回相談窓口の開設時間を夜間に延長し、令和5年度12件の相談を受け付けた。 ・家族介護用品支給事業は継続して実施。申請者は141人。 ・社会福祉協議会や介護事業所の介護者のつどいは、介護者同士が気軽に集い、在宅介護に関する情報交換や意見交換の場になっている。 ・引き続き、家族介護者支援を継続しつつ、他部署との連携により、ヤングケアラーの早期把握に努める。

②高齢者を地域で支える仕組みづくり（地域包括ケアシステムの推進）

基本 目標	施策の方向性	具体的施策・事業	各事業実施状況及び課題と方向性		
			課題	方向性	令和6年度具体的内容 （次年課題と方向性等）
2-3	3 認知症 高齢者（若 年性認知症 を含む）へ の支援の充 実（P 99）	○ 認知症ケア ネットと相談支 援体制の推進	・ 認知症に関して不安を持つ本 人・家族に対する相談窓口の周知 度が低い状況である。	・ 身近な相談窓口として、認知症 相談センターを住民に周知すると ともに、認知症ケアネットを相談 の場面で活用し、本人・家族の不 安や負担を軽減し、相談支援体制 の強化を図る。	・ 加東ケーブルビジョンや広報、機関誌等で住民に向けて、認 知症相談センターの周知を行った。 ・ 「認知症ケアネット」の情報を更新し、相談支援の場で活用 することで、認知症の経過と対応方法についての見通しを伝え ながら本人・家族の不安軽減につなげるための支援を行った。 ・ 引き続き、認知症の相談窓口の周知を図るとともに、相談体 制の推進に努める。
		○ 認知症の早期 発見・早期支援 の取組（物忘れ 相談プログラ ム・認知症初期 集中支援事業）	・ 認知症に早期に気づいて適切に 対応していくため、早期発見・早 期受診が重要である。 ・ 認知症初期集中支援事業の認知 度が低いため、市民、関係機関へ の周知を図る必要がある。	・ 広報や加東ケーブルビジョン、 ホームページなどを積極的に活用 し、身近なかかりつけ医への早期 受診や相談窓口の利用について広 く周知し、早期発見・早期対応に つなげる。 ・ 認知症初期集中支援事業につい て、市民や関係機関に対する普及 啓発を強化する。	・ 認知症状が進行してからの相談を受けることが多いため、検 診やイベントの際に、物忘れ相談プログラムを実施し、早期支 援できるように訪問を行う。 ・ 警察との連携で「認知症に係る支援対象者情報提供書」をも とに、訪問にて本人・家族の状況を確認し、必要に応じて医療 や介護サービスに繋いでいく。 ・ 認知症の方が、必要な医療や介護サービスにつながるよう に、認知症初期集中支援チームで検討を行う。 ・ 認知症の人や家族に早期に関わり、継続的な医療や適切な介 護保険サービスの利用につなげるように努める。
		○ 地域における 支援体制の強化	認知症の人が、認知症とともによ りよく生きていくことができるよ うな地域づくりを進める必要があ る。	・ 認知症サポーター養成講座を実 施するとともに、認知症サポー ターと認知症の人やその家族の支 援ニーズをつなげるチームオレン ジの活動を支援し、地域における 支援体制の強化を図る。 ・ ひとり外出見守り・SOSネット ワークの連携体制の強化に努め、 認知症の人に対する理解促進や地 域での見守りに対する意識の向上 を図る。	・ 認知症になっても、地域での社会生活が維持できるように、 認知症は誰でもおこりうることの啓発に取り組んだ。 ・ サポーター養成講座を開催し、多世代への啓発とともに地域 での見守り体制を強化した。 ・ 認知症カフェ連絡会を開催し、活動状況の共有を行った。 ・ 認知症の人が安心して暮らし続けられる地域づくりの充実を 図るため、認知症サポーターを対象にステップアップ講座を開 催し、チームオレンジ活動につなげる。
		○ 認知症高齢者 （若年性認知症 を含む）とその 家族の支援	・ 認知症の診断を受け、適切な治 療を開始できたとしても、心理 面・生活面の早期からの支援が必 要。 ・ 支援関係機関、企業等労働関 係、地域住民に対する若年性認知 症の理解促進が必要。	・ 地域住民が相互に情報共有、支 援を促進する場としての物忘れ予 防カフェの充実と普及を図る。 ・ 受診や相談等の早期支援につな がるような普及啓発	・ 市内の事業所が開催する若年性認知症カフェへ参加し、当事 者や家族の支援について、継続的に事業所とともに行った。 ・ 広報、加東ケーブルビジョンで住民に向けて、認知症の理解 について普及啓発を行った。 ・ さらに認知症の人の理解促進を図るため、地域住民だけでなく、 企業等労働関係機関に向けての普及啓発の機会の確保に努 める。

②高齢者を地域で支える仕組みづくり（地域包括ケアシステムの推進）

基本 目標	施策の方向性	具体的施策・事業	各事業実施状況及び課題と方向性		
			課題	方向性	令和6年度具体的内容 (次年課題と方向性等)
2-4	4 多様な生活支援の充実（P105）	○生活支援体制の整備促進	・高齢者単身世帯や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の人の増加に伴い、日常生活上の支援が必要な高齢者が増加する。	・生活支援コーディネーターや協議体による地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の養成、資源の創出等を通じ、生活支援サービスの整備を推進する。	・各認知症カフェの開催状況の聞き取りや、地区のまちかど体操等へ出向き、高齢者の生活状況や困りごとの調査を行った。自宅まで宅配・出張可能な資源をまとめた「加東市ちょっとした困りごとお助け帳」を活用し必要な方の支援に努めた。コーディネーターだよりを発行することで事業の啓発と見える化に取り組んだ。ウエルシア薬局(株)と連携協定を締結した。次年度は移動販売の運行開始に向け取り組む。 【滝野地域】移動販売の継続とお出かけ支援について協議を行った。 【東条地域】住民主体で活動している各団体と連携し活動を支援した。 【社地域】5つの小学校区単位で、地域の活動や話し合いの場に参加し、課題やニーズ、地域資源の把握に努めた。
		○多様なサービスの充実	（生活支援体制整備事業における情報収集より） ・移動手段について、高齢になって運転ができなくなると、代替の移動手段がほとんどないため、外出できない。 ・買い物弱者に対する社会資源が少ない。	・高齢者の地域での生活支援に関する多様なニーズに応じた、きめ細やかな福祉サービスの充実を図る。 ・福祉タクシー券利用助成事業では、対象者、枚数制限についてデマンド型交通の実証実験を踏まえて見直しを行う。	・デマンド型交通事業の実証実験を踏まえ、令和7年度よりデマンド型交通事業は移動範囲を拡大し、福祉施策として実施する方向性が決まった。福祉タクシー事業については、令和7年度よりデマンド型交通事業を補う事業として対象者を見直し、所得制限・枚数制限を撤廃することで、支援の必要な高齢者の外出支援につなげる。 ・令和7年度より、買い物支援としてウエルシアによる移動販売車をまちかど体操教室7か所で開催し、更に参加者の利用促進に努める。
2-5	5 在宅医療・介護連携の推進（P109）	○医療と介護の連携強化	・医療と介護ニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれるため、医療と介護の連携促進や地域資源の有効活用を促すためのコーディネート機能の強化が必要。	・関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築する。 ・地域住民への普及啓発を推進する。	・在宅医療介護連携支援センター（医師会委託）において、医療介護関係者からの相談対応と研修会を開催し、関係機関の連携が深まった。 ・かかりつけ医連絡会等、多職種連携の会議を開催し、現状についての意見交換を実施し、取り組みの方向性を共有した。 ・普及啓発のため、在宅医療・介護連携セミナーを開催し、介護予防を目的にしたリハビリ専門職による体操の研修・パンフレットや冊子を用いての啓発を行った。 ・今後は、地域の医療・介護関係者と地域の目指すべき姿を共有し、多職種の連携をさらに推進する。

②高齢者を地域で支える仕組みづくり（地域包括ケアシステムの推進）

基本 目標	施策の方向性	具体的施策・事業	各事業実施状況及び課題と方向性		
			課題	方向性	令和6年度具体的内容 (次年課題と方向性等)
	2-6	6 権利擁護の取組の充実（P110）	○高齢者虐待防止・支援ネットワークの推進 ・早期発見・見守り体制の強化のため、保健医療福祉サービスや関係専門機関の介入支援が必要。 ・高齢者虐待への迅速かつ適切な対応が必要。	・高齢者虐待の対応窓口の周知徹底、関係者への虐待防止研修の実施、高齢者虐待防止法等についての周知 ・関係機関との連携協力体制の強化	・市民に対する高齢者虐待についての普及啓発を継続する。 ・高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との協力体制の強化を図る。 ・介護サービスに係る介護支援専門員や施設職員、サービス事業所職員を対象に、支援の質の向上のため研修を行う。 ・引き続き、高齢者虐待の相談・通報窓口の周知徹底および関係機関との連携協力体制の強化を図るとともに、介護サービス関係者に対する研修を行う。
		○成年後見制度の利用促進に向けた取組	・認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度を必要とする対象者の増加が見込まれる。	・北播磨定住自立圏構想にて成年後見事務の共同実施について市に適した中核機関を設置し、地域連携ネットワークを構築する。	・成年後見制度の利用促進を図るため、中核機関を設置し、地域連携ネットワークの構築を図るとともにパンフレット等の活用により普及啓発を行った。 ・中核機関の機能の有効かつ円滑な実施のため、近隣市と協力しながら、一部委託や助成制度のあり方等を検討し、支援の必要な人が成年後見制度を利用できるような仕組みを整備した。 ・今後、成年後見制度や地域連携ネットワークでの取組や課題を協議する協議会に参画し、地域の実情に合った運用が図れるよう努める。
	2-7	7 居住・生活環境の整備・充実（P112）	○高齢者にやさしい居住環境づくりの推進（人生きいき住宅助成事業） ・「現在の住居での暮らしを希望する人」が多く、住宅改修のニーズは今後も高い ・住宅改修の効果的かつ適正な利用に向けて相談や研修の実施が必要	・住宅改修に関する情報提供と技術指導の実施 ・高齢者が安心して自立した生活を送ることができるよう住環境の整備を行う。	・業者や居宅介護支援事業者に対して、住宅改修に関する研修を実施し、また随時、個別相談やパンフレットの配布を通じて制度の啓発および助言や指導を行った。 ・理学療法士等の専門職との同行訪問により、専門職の視点をふまえたより効果的な方法、および制度に即した適正な事業の実施に努めた。今後も高齢者に適した居住環境づくりの推進に努める。
		○安心できる居住の場の確保	地域においてそれぞれの生活ニーズにあった住まいが提供され、生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されるために、保険、医療、介護等のサービスが必要。	・高齢者向け住宅等の高齢者向け住まいについて、利用状況の把握に努め、必要な人への相談支援と情報提供 ・多様な生活課題を抱える高齢者に対応できるよう、養護老人ホームや軽費老人ホームについても、必要な人への相談支援と情報提供	・サービス付き高齢者向け住宅等について、利用状況の把握に努めた。 ・在宅生活が困難な方に、ニーズに合わせた施設等の情報を提供した。

②高齢者を地域で支える仕組みづくり（地域包括ケアシステムの推進）

基本 目標	施策の方向性	具体的施策・事業	各事業実施状況及び課題と方向性		
			課題	方向性	令和6年度具体的内容 (次年課題と方向性等)
2-8	8 災害時・ 感染症対策 の充実（P 114）	○市民の防災意 識の向上のため の取組	・避難行動のための地域における 支援体制づくりや防災意識の向上 のための取組が必要	・避難行動要支援者支援制度の周 知や避難行動要支援者名簿情報の 更新により、平常時から地域や関 係機関との連携強化 ・地域住民や福祉の専門職、関係 機関との協働による個別避難計画 の作成に取り組む。	・避難行動要支援者支援制度について広報やホームページ等 を通じて広く住民に周知した。 ・避難行動要支援者名簿情報の更新を年1回行い、区長や民生 委員・児童委員をはじめとする避難支援等関係者と平常時から 情報共有している。 ・避難行動要支援者のうち、ハザードマップ上の浸水想定区域 等に居住し、自力で避難することが特に困難と思われる方を優 先的に個別避難計画を地域住民や福祉の専門職、関係機関との 協働で作成した。 ・引き続き、避難行動要支援者の円滑な避難が可能となるよ う、個別避難計画作成の必要性について、地域住民等に広く周 知し、防災意識の向上を図る。
		○介護事業所の 避難確保計画の 作成支援	・要配慮者利用施設として指定す る洪水浸水想定区域・土砂災害警 戒区域内にある介護事業所すべて の避難確保計画の作成及び訓練が 必要。	・洪水や土砂災害を想定した避難 確保計画の作成及び訓練の実施に ついて支援する。	・要配慮者利用施設として指定する洪水浸水想定区域・土砂災 害警戒区域内にある介護事業所（9事業所）すべてが避難確保 計画を作成し、うち3事業所から避難訓練実施の報告があっ た。 ・今後は、要配慮者利用施設の介護事業所すべてが避難訓練を 実施できるよう推進する。
		○社会福祉施設 等との防災協定 に基づく福祉避 難所の運営	・福祉避難所の運営について、必 要となる対策や対応を関係機関等 と整理する必要がある。	・福祉避難所の円滑な設置運営の ために、他課・関係機関との調 整・連携に努める。	・災害時要配慮者に配慮した避難所運営体制づくりに努めた。 ・今後も災害時要配慮者に配慮した避難所運営体制づくりや福 祉避難所を整備するために、他課、関係機関との調整、連携を 継続的に推進する。
		○感染症に対す る備え	・介護事業所における災害・感染 症発生時の支援・応援体制の構築	・防災や感染症対策についての周 知啓発、研修、訓練の実施におい て必要な助言及び適切な援助を行 うとともに、関係機関等と連携し て、発生時でも必要な介護サービ スの継続のための支援・応援体制 に努める。	・感染症等の事業所等への啓発と、社会福祉法人連絡協議会の 合同防災訓練に参加し、人員配置・物資の確保体制、社会的責 任等を踏まえた業務継続レベルの決定などに立ち会い、計画の 点検・見直しのための助言を行った。

③介護サービスの充実強化（介護保険制度の健全かつ円滑な運営）

基本目標	施策名	具体的施策・事業	各事業実施状況及び課題と方向性		
			課題	方向性	令和6年度具体的内容 (次年課題と方向性等)
③ 介護サービスの充実強化	1 介護サービス基盤の充実（P118）	○在宅サービス提供基盤の充実	・中長期的な人口動態や介護サービスの見込み量を踏まえた需要と供給のバランスを取っていく必要がある	・施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所の在り方も含め検討し、地域の実情に應じた介護サービス基盤を計画的に確保していくとともに介護を必要とする人が適切なサービスが受けられる体制を整えていく	・第9期計画策定時を含めて介護サービスの実態把握及び確保に努めた。引き続きサービス量や利用状況等を把握するために調査を行っていく。
	3-1				

③介護サービスの充実強化（介護保険制度の健全かつ円滑な運営）

基本目標	施策名	具体的施策・事業	各事業実施状況及び課題と方向性			
			課題	方向性	令和6年度具体的内容 (次年課題と方向性等)	
		○施設・居住系サービスの提供基盤の充実	・団塊世代が後期高齢者となり、重度化する人や施設の利用の増加が見込まれ、受け皿が不足すること	・軽度の要介護認定者については、小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの在宅サービスを組み合わせ、できる限り在宅生活を継続できるよう支援するとともに重度の要介護認定者や在宅生活が困難な方など、本当に必要な人がサービスを受けられるよう提供基盤の充実を図っていく	・特別養護老人ホームの待機者調査を行っているが、緊急度の高い待機者は一時に比べて減少している。しかしながら、次期計画までに施設整備計画をどのようにしていくかにつながるような分析がまだまだ出ていないのが現状であり、介護給付費とのバランスを取りながら、実態に合った整備計画に見直していく必要がある。	
	3-2	2 介護保険サービスの質の向上と適正利用の促進 (P 123)	○介護支援専門員の資質・専門性の向上に対する支援	・介護支援専門員の資質及び専門性の向上	・介護保険制度の基本理念である利用者本位、自立支援、公正中立等の理念を徹底し、専門員としての専門性の向上や軽度者等の自立支援及び重度化防止に向けた適切なケアマネジメントができるよう支援していく	・事業者に委託し、ケアプラン点検を3事業所に対して実施した。初回及びフォローアップを通じて、適切なケアマネジメントやケアプラン作成に対する効果的な機会として活用できた。今後も継続的に実施していく。 ・運営指導等の機会にケアプラン等を点検し助言を行った。また、介護給付費適正化システムを活用し、ケアプランの作成において疑義照会を行うなど、点検を行った。今後も継続的に実施していく。
		○介護人材の確保・生産性向上に向けた取組	・介護給付等対象サービスや地域支援事業に携わる質の高い人材の安定的な確保 ・介護サービスの業務効率化と質の向上	・介護サービスの質を確保しながら必要なサービス提供を行えるよう支援していく	・新たに介護職員初任者研修を修了した市内の事業所に勤務する方等に対して研修受講料の一部を助成した。引き続き助成していく。 ・兵庫県等が実施する生産性向上のための施策、助成制度の周知や事業所に対する助言等を継続的に実施していく必要がある。	

③介護サービスの充実強化（介護保険制度の健全かつ円滑な運営）

基本 目標	施策名	具体的施策・事業	各事業実施状況及び課題と方向性		
			課題	方向性	令和6年度具体的内容 (次年課題と方向性等)
		○サービス評価 事業への取組	・利用者が介護支援専門員や事業所を適切に選択ができるようにする必要がある	・引き続きサービス事業者に自己評価及び外部評価を行うよう指導していく ・情報の公開についても指導していくとともに市民に対し、評価制度について周知していく	・全てのサービス事業所が介護サービス情報公表システムに自己評価等を掲載していることを確認した。市民に対して窓口等で介護サービス情報公表システムでサービス事業所の情報が閲覧できることを窓口相談時等に周知していく。
		○事業所指導監 査	・より良いケアの実現及び保険給付の適正化 ・介護サービスの質の向上	・保険給付の適正化及びより良いケアの実現につなげるためにサービス事業者等の育成支援を行っていく ・利用者の自立支援に資する適切なケアプランの作成を推進していく	・定期的に実施する各事業所への運営指導に加えて、市内事業所を対象にした集団指導を3月に行う予定にしている。 ・運営指導において事業者の請求誤り等を指摘し、過誤請求により保険給付の適正化を行うとともに、要件等について事業所へ再確認するよう促すことが出来た。今後も利用者の自立支援を目指し適切なサービスが提供されるよう指導、助言を行っていく。

③介護サービスの充実強化（介護保険制度の健全かつ円滑な運営）

基本 目標	施策名		具体的施策・事業	各事業実施状況及び課題と方向性		
				課題	方向性	令和6年度具体的内容 （次年課題と方向性等）
			○介護給付適正化事業	・介護給付を必要とする受給者の適切な認定 ・適切なサービスの確保及び費用の効率化 ・持続可能な介護保険制度の構築	・今後も国民健康保険団体連合会等と連携し、主要3事業に取り組み介護給付適正化を図っていく	・主要3事業（要介護認定の適正化、ケアプラン点検、縦覧点検・医療情報の突合）をすべて実施した ・国民健康保険団体連合会との連携や適正化システムを活用して事業所へ疑義照会を行い、過誤請求により保険給付の適正化につなげることができた。今後は連携をより深めていくとともに適正化システムの更なる活用に努め、介護給付等の適正化を図っていく。
	3-3	3 利用者が適切にサービスを選択できることへの支援（P131）	○介護サービスの積極的な情報提供	・利用者の選択を通じたサービスの質の向上 ・総合事業の周知が十分でない	・利用者が適切なサービスを選択できるよう、介護サービスだけでなく総合事業やインフォーマル資源についても情報提供していく	・介護保険制度に関するパンフレットの作成やホームページ等を活用した情報提供を行った。引き続き情報提供を行っていく。 ・利用者が様々なサービスを選択できるよう、事業の見える化を図るため、総合事業やインフォーマルサービスについてパンフレットを新たに作成した。今後はホームページや窓口相談時など、様々な機会を活用して情報提供を行っていく。